



# 保健機能食品って何？

(ほけんきのうしょくひん)

保健機能食品とは、一般食品と医薬品の間位置する食品で、「食品表示法」と「健康増進法」に基づき一定の要件を満たし、健康に関する有用性（機能性）の表示を認められた健康食品のことです。市場には、サプリメントや健康飲料などの保健機能食品以外のいわゆる「健康食品」が多く流通していますが、食品の機能性を表示することはできません。

今回の講座では、「おなかの調子を整える」、「コレステロールの吸収を抑える」などの機能性を表示できる特定表示保健用食品（通称トクホ）、栄養機能食品及び機能性表示食品の3種類からなる保健機能食品について、わかりやすくお話しします。

○日 時：令和2年1月30日（木） 14時～16時

○会 場：阿倍野市民学習センター 講堂

【住 所】〒545-0052 阿倍野区阿倍野筋 3-10-1-300  
あべのベルタ3階

【最寄駅】Osaka Metro：阿倍野駅（⑦号出口直結）・天王寺駅  
JR：天王寺駅  
近鉄：大阪阿部野橋駅

○講 師：松井 元子さん

（京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授）

○対 象：大阪市内在住・在勤・在学の方

○定 員：70名（申し込み多数の場合は抽選）

○参加費：無料

○持ち物：筆記用具

○その他：一時保育はありません

○お申し込み・お問い合わせは電話またはホームページから

【締切】令和2年1月23日（木）（締切後も定員に満たない場合は随時受け付けます）

## 主催：大阪市消費者センター

電話：06-6614-7522

ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/lnet>

※受付時間：10時～17時

（土曜日・日曜日・祝日も受付をしています）

消費生活  
相談窓口



消費者トラブルに関する相談は、  
消費生活相談の専用電話 06-6614-0999 まで  
（大阪市内にお住まいの方に限ります。）

大阪市外にお住まいの方は、「消費者ホットライン」188へおかけください。